鎌総第1909号

令和８年（2026年）10月22日

鎌倉市議会議長

日向　慎吾　様

鎌倉市長　松　尾　　崇

文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

鎌倉市議会
令和 -8.10.22 受付
第 679 号

事務担当

総務課総務担当（内線2242・2243）

議会受付番号	文書質問第18号
質問者	中澤　克之 議員
答弁する者	市長 （政策部市民相談課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第７条第３項の規定に基づく文書質問第18号の質問について、次のとおり答弁いたします。

１　質問の内容

行政文書によると、支援級の担任による暴行事件のあった小学校を含む近隣小学校６校の支援級の「特別の教育課程の届出」（以下、届出）に関し、９月８日の本会議にて教育長は「届出に設定がない科目があっても、特性に応じ個別にカリキュラムを組むケースがある。どの学校でも取り組んでいると認識している」旨を答弁されました。また、９月15日の総務常任委員会にて澁谷次長は「文科省が定める教育課程に反した形で教育を行っていたことはない。実際に教育課程の届出に設定のない教科があったとしても生活単元学習などで振り返って行われている場合がある。または国語や算数と連動させながら学習する、というやりかたもある。個に合わせたカリキュラムを組んでいる。ただ『書類として残したときに分かりにくい表現だったので学校の中で収めるものだけではなく、きちんと外に出せる形で表現していくことが大事だ』と当該校には（今年度の教育課程の作成にあたり）指導した」「生活単元学習として、国語と算数を併せた授業をするなどの指導をしていることがあるので（理科社会など）全く授業を行っていないということではない」旨を答弁されました。

１.不適切な教育課程の放置理由と是正指導の有無

届出を確認すると、近隣小学校支援級ではすべての科目の設定がされていますが、当該支援級は少なくとも令和３年度から令和７年度まで、自閉症・情緒障害学級でさえ、英語・道徳・理科・社会・家庭科の設定が一切ありませんでした。これを教育委員会が受理し続けていたことに強い違和感があります。令和３年度から令和７年度にかけて在任していた当該小学校長には、教育委員会から「文部科学省の規定に沿った教育課程を編成するよう」指導や改善措置を行いましたか。行った場合、学校からどのような回答がありましたか。また、指導を行わなかったとすれば、その理由は何ですか。

【文書質問主意書】

2.実質的に知的障害学級として運営がされていた可能性について

以下1）から5）の事実を踏まえると、教育委員会および学校側が「一律に知的障害学級として運営するため、組織ぐるみで支援級の籍すらあいまいにしていた」ひいては「当該支援級については、他校支援級に比べ少ない人員配置で済むよう、設定する教科を限定していた」と推測せずにはいられません。この推測を否定する明確な客観的根拠をご提示ください。

1）就学相談での不適切な案内

令和6年度の就学相談において、教育指導課の齋藤雅之指導主事が複数の相談保護者に対し「知的級か自情級かは、こちらで事務的に決定する」と説明していた事実。

2）公的書類における籍の未記載

「就学決定及び特別支援学級入級承認通知書」「個別の指導計画」「通知表」のいずれにおいても、児童の「籍の種別（知的障害/自閉症・情緒障害）」が明記されていない事実。

3）現場担任の認識

令和7年5月、当該支援級1年生の保護者が学級担任へ子の籍の種別を尋ねた際、
自分の判断で籍を答えていいかわからない」と担任が回答を拒んだ事実

4）交流学級参加への不当な条件設定

2025年4月16日の保護者懇談会にて、支援級教員が「交流級での授業参加は、児童が介助なしで1人で行けることが条件」と明言した事実。つまり、当該支援級で設定のない英語・道徳・理科・社会・家庭科について、個別のニーズがある児童でありながら、個別の配慮を受けられない状態で授業参加の可否が児童に委ねられていたこと。

5）2月16日の当該学級の懇談会にて保護者から「このクラスの時間割に理科、社会、英語などがないが、どうしているのか」と質問があり、当該教員が「去年は〇〇先生（当時いた当該学級担任）とか英語や理科を教えていましたね。教えられる教員がいたからできた。今年はできなかった。あくまでその子に必要なら教える。人員的に来年はできるかは断言できない」と回答した。

2　質問の理由

先日の鎌倉市議会9月8日の本会議および総務常任委員会におきまして、鎌倉市立小学校の知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級（以下、当該支援級）における児童への加害事案をとりあげました。9月8日の本会議での教育長答弁、ならびに9月15日の総務常

任委員会での渋谷学びみらい部次長の答弁により、深く疑念を持つに至り、改めて文書にて回答を求めるものである。

教育長だけでなく、人権問題として市長の見解も求める。

3　答弁

（1）不適切な教育課程の放置理由と是正指導の有無について及び、（2）文書質問主意について、実際の対応や事実関係については、教育長から答弁されます。

市といたしましては、子どもは一人ひとりが権利の主体であり、安心して自分らしく育つ権利を有しており、市は、かまくら人権施策推進指針や子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例の趣旨を踏まえ、誰もが人権を尊重される社会の実現に向けた取組を進めているところです。

学校は、子どもが多くの時間を過ごし、学び、友人や地域とのつながりを育む大切な場です。学校において、子どもの人格や個性が尊重され、いじめや差別、排除のない、安心して学び生活できる環境を整えることが求められます。また、子どもが困難を抱えた際に、学校だけで対応を抱え込むことのないよう、教育委員会をはじめ、福祉、保健、こども支援などの関係部局や関係機関との連携を進め、必要な支援につなげていくことが重要と認識しています。

そのため、教育委員会はその専門性と独立性に基づき、また市長部局は市政全体を担う立場から取り組むべき課題に対応してまいります。その上で、子どもの人権や安全、教育と福祉の連携、学校を含む教育環境の整備など、相互に関わる課題については、引き続き教育委員会と連携し、子どもが安心して自分らしく育つまちの実現に努めてまいります。